

議案第 41 号

三宅町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

三宅町子ども医療費助成条例（昭和48年9月三宅町条例第14号）の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和4年12月 2日 提出
三宅町長 森 田 浩 司

三宅町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

三宅町子ども医療費助成条例（昭和48年9月三宅町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条の2中「15歳に達する日」を「18歳に達する日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の三宅町子ども医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

三宅町子ども医療費助成条例（昭和48年9月三宅町条例第14号）の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
(定義) 第1条の2 この条例において子どもとは、出生の日から<u>18歳に達する日以降の最初の3月31日</u>までの間にある者をいい、次のとおり区分する。 (1) 乳幼児 出生の日から6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (2) 就学児 前号以外の者 2 略	(定義) 第1条の2 この条例において子どもとは、出生の日から<u>15歳に達する日以降の最初の3月31日</u>までの間にある者をいい、次のとおり区分する。 (1) 乳幼児 出生の日から6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (2) 就学児 前号以外の者 2 略